

奨学金返還支援助成金

韭崎市に住み、働きながら 奨学金を返還する若い世代を応援します

本市への定住促進と就労初期の経済的負担の軽減を目的に、奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業し、就労等をしている方を対象に助成金を交付し支援します。



■ 助成対象者（すべてに該当する方）

- ・ 大学等又は高校等在学時に奨学金の貸与を受けた方
- ・ 申請年度末時点で満30歳未満の方
- ・ 韭崎市に住民基本台帳の登録があり、本市を生活の本拠地としている方
- ・ 就業または起業している方、個人で農業を営む方またはその事業専従者
- ・ 令和4年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方
- ・ 他の制度による奨学金返還の助成金等を受けていない方
- ・ 市税等及び奨学金の返還を滞納していない方

■ 対象となる奨学金

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
- ・ 韭崎市育英奨学金 など

■ 助成額（繰上償還等による返還額は含まない）

- ・ 大学等在学時貸与の奨学金 年額上限20万円
- ・ 高校等在学時貸与の奨学金 年額上限10万円

■ 助成対象期間

- ・ 最初の交付決定年度から5年（毎年申請が必要です）

◆ 申請・問い合わせ先
韭崎市 デジタル戦略課 地域戦略担当
☎ 0551-45-9173

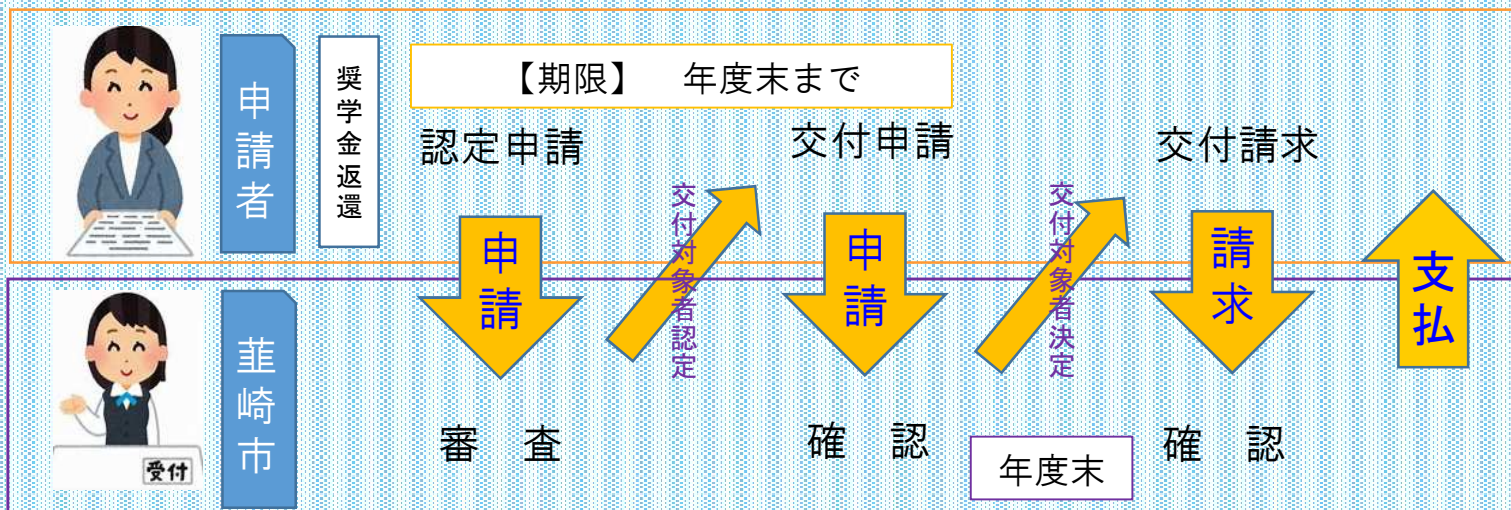
申請書等は市ホームページで
ご確認ください。

韭崎市 奨学金返還支援

検索



■ 助成金交付の流れ



■ 申請及び提出書類（毎年申請が必要です）

- 

■ よくある質問

- 